2　前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第六条の五第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一　外国銀行代理業務に係る行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合　当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二　電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を行う場合　顧客が当該外国銀行代理組合と他の者を誤認することを防止するための体制

第二条中「第三条第三号」を「第三条第一項第四号」に改め、同条第四号中「第三条の」を「第三条第一項の」に改め、同号イ中「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同号ロ中「第三条第二号」を「第三条第一項第三号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第三条第一項第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二又は第九条の九第六項第一号の三に規定する外国銀行の業務の代理又は媒介

第三条第一項中「第三条第三項、」を「第三条第三項並びに」に、「第十条第九項」を「第九条の二第四項、第十条第十三項」に、「第二号及び第三号」を「第三号及び第四号」に改め、同項第四号中「受けた株式又は持分」を「受けたもの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式又は持分を所有することとなった日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「規定する投資事業有限責任組合」の下に「（以下この号及び第九条の二第一項において「投資事業有限責任組合」という。）」を加え、「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式又は持分を所有することとなった日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補塡又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

第三条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第四条第二項第一号ロ中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削り、同条第四項第二十五号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改め、同条第五項第一号の三中「第一号の五に掲げる業務を除く。）又は」を「同号に掲げる業務を除く。）又は」に、「業務（第一号の五」を「業務（同号」に改め、同項第一号の六中「（昭和十八年法律第四十三号）」を削り、同項第三号中「又は第二十一号に掲げる業務及び」を「、第十二号の二及び第二十一号に掲げる業務、」に改め、同項第十八号中「、及び」を「及び」に改め、同項第三十八号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改める。

第五条第一項中「第四条の二第二項」を「第四条の二第二項本文」に、「準用」を「読み替えて準用」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

七　信用協同組合の子会社である法第四条の二第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

八　信用協同組合連合会の子会社である法第四条の四第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

第五条第二項中「準用」を「読み替えて準用」に、「前項各号」を「信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四条の二第二項ただし書（法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

第七条第一項第九号中「第十条第六項の規定による新規事業分野開拓会社等（同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。）の議決権の」を「新規事業分野開拓会社等（第十条第九項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。第九条の二第三項において同じ。）の議決権について第十条第九項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社（同条第十項に規定する事業再生会社をいう。第九条の二第三項において同じ。）の議決権について第十条第十項の規定による」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「前項第十一号」を「前項第十号」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（特例対象会社）

第九条の二　法第四条の三第九項又は第四条の五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（信用協同組合等の子法人等（令第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、当該信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

二　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、当該株式会社に当該信用協同組合等又はその子会社が出資しているもの

2　前項の規定にかかわらず、特定子会社（次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の三第九項又は第四条の五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3　法第四条の三第九項又は第四条の五第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であって、当該会社の議決権を、当該信用協同組合等又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4　法第四条第二項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。